

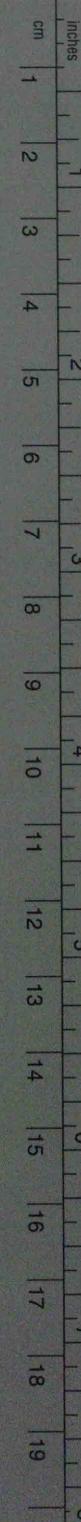
30210

教科書文庫

3
810
32-1900
20000 67438

**Kodak Gray Scale**

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

C
Y
M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

36  
810

齊定諭省部文曰十月一革三十三治明明  
高等小學科讀書校生用

伯爵副島種臣閔  
東久世通禧閔  
澤之助編  
**高等小學讀本**

東京

國光社藏版



高等小學讀本卷之六

目次

第一課 誠子弟之心傳 五

詩

石

十一

第二課 十字の詩 十六

十六

第三課 正行ノ母 二十一

二十一

第四課 節義

二十三

第五課 道德と經濟

二十六

第六課 山林と洪水

第一課 移住民	二十九
第二課 丈夫の本色	三十四
第三課 本多忠勝	三十八
第四課 御朱印船	四十三
第五課 太平洋	四十八
第六課 蒸氣力	五十四
第七課 海軍の任務	五十七
第八課 千嶋	六十一
第九課 林子平	六十四
第十課 露西亞	七十
第十一課 冬の空	七十三
第十二課 地方自治	七十六
第十三課 法律	八十一
第十四課 裁判	八十六
第十五課 重宗訟ヲ聽ク	九十一
第十六課 太閤の平生	九十三
第十七課 第二十二課	三

第二十三課 新領土

九十九

第二十四課 遼東還附ノ詔

百四

第二十五課 みくにの姿

百八

高等小學讀本卷之六

伯爵 東久世通禧 閱

伯爵 副嶋種臣 閱  
西 澤之助 編

第一課 誠

人は、たとひ、萬の事に達し、萬の藝にくはしくとも、誠なきものは、花ありて、實なきが如く、肉ありて、骨なきが如し。されば、形備れりとも、誠なき者い、たゞに、畫ける人の如くに

ある。稻にもあれ。麥にもあれ。花のみならば、いかで貴からん。太く逞しく肥ゆたりとも、骨なくして、いかでか、物の用にハ立つべき。弓射る事を學び得て、百たび發ちて、百たび中つとも、我に、一つの誠なくば、わらはべの、雀小弓射るが如くにて、何の用にか立つべき。馬にのるにも、劍をつかふにも、君には、忠親には、孝朋友には、信とて、其の實ありてこそ、用には立つべけれ。

今の世の人、ちと、才ありと見ゆるは、我が誠は言はで、只、時にとり、人に應じて、よきさまにのみ言ひなす事ぞ、なげかはしき。しかるに、世の俗輩は、彼こそ、何人に交りても、人に應じて、よきさまにすなれど譽めのゝしり、我も、亦、能く、人に合せて交るよと思ひて、恥づべき事とも思はざること歎かはしけれ。まして、誠ありがほに口たらきて、世の人をも、舌もて欺き、此の事はあしくとも、若、咎む

る人あらば、又、よく言ひなしてんと、我はがほなるやからは、人たる心消ゆ失せて、鳥獸の心になりたるなり。かゝる心にてハ、たどひ、からやまとの書、博く覽て、萬の事に達し、萬の藝に熟したりとも、彼の、實なき花、骨なき肉の如くにこそあなれ。

又、かゝる人、常には、心にあらぬこと言ひて、誠なきやうなれども、こは、世を渡るわざなり。大事に至りては、我とても、誠をこそ立つ

べけれといふ。かやうに成るべき事ならば、道を學ぶ君子、その心を苦むるにも及ばじ、これらは、のがれごと言ふなり。

君子大人も、大節に至りて、づゆも、心動かさで、誠を立てんことは難き習なるを、常々、我が心を欺きて、養ふことなくば、その時に至りて、誠の立つべきことありなし。

小事にもせよ。我が心を、露欺かず、彼の、言を巧にし、色を令くすることを、はたとやめん

と思ひ、常に、義勇を養はゝ、大節に臨みて、誠  
は出でつべし。

されば、我々の、才あり、藝ありと見るも、誠の  
消ゆ失せたるぞ多き。いかで、それ、才あり、藝  
ありとは云ふべき。才なく、藝なく、人と語り  
合ひても愚なるやうに見ゆる人に、誠ある  
ぞ多き。誠ありて、才なきは、みやびやかなら  
ぬ花に、よき實結ぶが如し。忠と云ひ、孝と云  
ふも、この誠にこそあれ。  
(松平定信)

## 第二課 十字の詩

備前國に、兒嶋備後三郎高徳といふ者あり。  
主上、笠置におひしまし、時、御方に参じて、  
義兵を擧げしに、笠置も落され、楠も自害し  
たりと聞ゆしかば、力を失ひてありける程  
に、主上、隱岐國に遷されさせ給ふと聞き  
て、二心なき一族共を集めて評定しけるは、  
「志士仁人ハ、生を求めて、仁を害すること無  
し。身を殺して、仁を爲すこと有リ」といへり。

義を見て爲ざるは、勇なきなり。いざや。臨幸の路次に參り會ひ、君を奪ひ取り奉りて、大軍を起し、縱令屍を、戰場に曝すとも、名をば子孫に傳へんと申しければ、心ある一族ども、皆、この議に同じけり。

さらば、路次の難所に相待ちて、隙を伺ふべしとて、備前と播磨との境なる船阪山の嶺に隠れ伏し、今やくとぞ待ちたりける。臨幸、あまりに遅かりければ、人を走らせて

見しむるに、警固の武士、  
山陽道を經ず、播磨の合宿より、山陰道へかかり、遷幸せさせ奉りける間、

高徳が支度相違してけり。

さらば、  
美作の

杉阪こ



そ、究竟の深山なれ。此處にて待ち奉らんと  
て、三石の山より筋違に道もなき山の雪を  
凌ぎて、杉阪に着きたりけるに、主上はや  
院の庄へ入らせ給ひぬと申しける間、力な  
く、これより、ちりぐになりにけり。

されど、せめても、此の所存を、上聞に達せば  
やとて、微服潛行して、時分を伺ひけるに、然  
るべき隙もなかりければ、君の御座なる御  
宿の庭に、大なる櫻木ありけるを押し削り

て、大文字に、一聯の詩をぞ書き付ける。

天莫空勾踐、  
天時非無范蠡。

御警固の武士ども、朝に、之を見つけて、何事  
を、いかなるものゝ書きたるやらんとて、讀  
みかねて、上聞に達してけり。主上は、やが  
て、詩の心をさとらせ給ひて、龍顔殊にうる  
はしく笑ませ給へども、武士どもは、あへて、  
其の來歴を知らず、思ひ咎むることもなか  
りけり。

## 第三課 正行ノ母

湊川ニテウタレシ楠判官ガ首ヲバ、六條河原ニ懸ケラレタリ。ソノ後、尊氏、楠ガ首ヲ召シテ、朝家私目久シ時相馴レシ舊好ノ程モ

不便ナリ。アトノ妻子ドモ、今一度、空シキ狼ヲモ、サコソ見タク思フラメトテ、遺跡ヘ送リケルヲ、楠ガ後室、并ニ、子息正行、之ヲ見テ、判官、今度、兵庫ヘ立タレシ時、様々申シ置カレシ事ドモ多カル上、今度ノ合戦ニ、必討

死スベシトテ、正行ヲ留メ置カレシカバ、出デシヲ限ノ別ナリトハ、カ子テヨリ思ヒ設ケル事ナレドモ、貌ヲ見レバ、アレナガ直目塞リ、色變ジテ、替リ果テタルニ、悲懨心胸升滿升元、歎ノ涙セキアヘズ。

今年、十一歳ニナリケル正行、父ガ首ノ、生きタリシ時ニセ似又有様、母ガ歎ノ、セん方モナゲナル様ヲ見テ、流ル、涙ヲ、袖ニ押ヘテ持佛堂ノ方へ行キケルヲ、母、怪シク思ヒテ、

弟、妻戸ノ方ヨリ行キテ見レバ、父ガ、兵庫ヘ  
向<sup>ヒシ</sup>時、形見ニ留メシ菊水ノ刀ヲ、右ノ手ニ  
抜キ持チテ、稀ノ腰<sup>アシ</sup>押シ下<sup>アシタ</sup>ガ<sup>サ</sup>、自害セシ  
トゾシタリケル。

母急ギ走リ寄リテ、正行ガ小腕ニ取りツキ  
テ、涙ヲ流シテ嘑<sup>イロ</sup>ケルハ、梅檀<sup>ヤシダ</sup>ハ、ニ葉ヨリ  
芳シト云ヘリ。汝稚クトモ、父ガ子ナラバ、是  
程ノ理ニ迷フベシヤ。子心ニモ、ヨクノヽ事  
ノ様ヲ思ヒテ見ヨカレ。故判官ガ、兵庫ヘ向

ハレシ時、汝ヲ、櫻井ノ宿ヨリ返シ留メラレ  
シハ、全ク、跡ヲ弔ハレン爲ニアラズ。腹ヲ切  
レト牙殲シ置カレシニモアラズ。我假令、運  
命盡キテ、戰場ニ、命ヲ失フトモ、君何クニモ  
オハシマスト承ラバ、生き残リタラン一族、  
若<sup>郎</sup>黨共ヲ扶持シ置キ、今一度、軍ヲ起シ、朝敵  
ヲ滅シテ、君ヲ、御代ニモ立テ進ラセヨトナ  
リ。其ノ遺言、具<sup>ヒテ</sup>ニ聞キテ、我ニモ語リシ者ガ、  
仰<sup>イハ</sup>時ノ程ニ忘レタルゾヤ。カクテハ、父ガ名

失ヒ果テ、君ノ御用ニ合ヒ進ラセシコト  
アルベシトモ覺エズ」ト、泣クノヽ諫メ止メ  
テ、拔キタル刀ヲ奪ヒ取レバ、正行、腹ヲ切り  
得ズ、禮盤エバシノ上ヨリ泣キ倒レ、母ト共ニゾ歎  
キケル。

其ノ後ハ、正行、父ノ遺言、母ノ教訓、心ニ染マサニ  
肝ニ銘ジマテ、或時ハ、童部ドウブ共エタウ打チ倒シ、頭  
ヲ取ル眞似マジメヲシテ、是ハ、朝敵ノ首ヲ取ルナ  
リト云ヒ、或時ハ、竹馬ニ、鞭ヲ當テ、是ハ、尊氏

ヲ追ヒ懸クルナロド云ヒテ、ハカナキ手ズ  
サミニ至ルマデモ、唯、此ノ事ヲノミ業トセ  
ル心ノ中コソイタハシケレ。(太平記抄錄)

#### 第四課 節義

節義とは、臣の、君に仕へ、婦の、夫につかふる  
に、一筋に、忠節義理を重んじて、二心なく、二  
君につかへず、兩夫に見ぬず、もし、不幸にし  
て、我が身、艱難に苦むとも、忠貞の志を更め  
ざるをいふ。

萬國事にみじく、才能ある人なりとも、君に叛きて、難を遁れ、夫を棄てゝ、人に従はゝ、其の餘は、見るに足らず。一たび、節義を失ひて、利ある方に就き、害ある方を遁れ、或は死ぬべき時に死なざれば、一生の名をけがし、後の代までも、永く、惡名を流すべし。

およそ、人生前の血肉をのみ、我が身と思ふべからず。死後の善惡の名も、また、我が身の内なることを忘るべからず。生きる者、必、一

たび死なずといふことなし。節義を失ひて、甲斐をき命を活き、たとひ百年の齡を保ち、富貴を極むとも、人の道を失ひて、世に生ける甲斐なくば、何の樂かあらん。是、人の力め行ふべき大節なり。

(貞原益軒)

### 第五課 道徳と經濟

凡、一家の産を治め、一郷の利を圖り、其の得失を究め、~~以~~て、國家富強の基を固くせんには、經濟の學を修むるより先なるはなし。縱

今、志忠孝に存し、行至善を期すとも、經濟の事に暗からんには、其の希望を全くすること難かるべし。

かの二宮尊徳の如きは、經濟の良法を立て、幾多の人を救ひ、今に至るまで、惠澤を貽せり。宮崎安貞、佐藤信淵等、亦、書を著して、國を富団し、産を殖す法を示せり。

經濟とは、もと、世を経め、民を濟ふといふ義にして、生を厚くし、用を利し、人をして、困窮せしめざる道を講ずるをいふなり。經濟學の要は、最少の労費にて、最大の利益を得べき方法を講ずるにありといへば、者あれど、經濟を以て、單に富を致す道なりとし、富を得んとして、義理人情をも顧みざるが如きは、其の要旨に反けり。

畢竟、產を殖し、富を致す目的は、人の窮をも救ひ、世の益をも圖りて、德行を全うするに爲り然るに、却りて、道德を棄つるを、誤れるこ

どの甚しきものといふべきなり。

二十六

文法 動詞ハ、性質ニヨリテ、自動ト他動トニ區別セラル。自動詞トハ、獨自スル動作ニテ、他ヲ處分スル意ナキ者ヲイフ。例ヘバ、日塞り、流るゝ、漏ノ、塞り、流るゝノ如シ。

### 第六課 山林と洪水

山林は、風景の美觀を添ふるのみならず、建築、製造、土木等に用うる材料、及、日夕必要なる薪炭等を供給す。

又、山林は、空氣中の水蒸氣を冷却せしめて、

雲雨を起さしむ。其の樹木は、深く、根を、地中に張りて、雨水を吸收し、枝葉ハ、地上を掩ひて、その蒸散を防ぎ、一たび吸收したる水をば、漸々に吐き出だすものなれば、其の源、容易に竭くることなし。河の水源に、樹木少きハ、其の流涸れ易く、樹木多きハ、盛夏にも、水の竭くることなきハ、この故なり。

されば、平素、永遠の利益を思はゞ、樹木を濫伐して、其の培養を怠ることあらんには、霖

雨ある毎に、溪流、一時にみなぎりて、洪水を起し、又、甚しき旱魃の害を招くべし。洪水は、實に恐るべきなり。一旦、猛然として來らば、一瀉千里の勢にて、堤防を破り、家屋を流し、人畜の生命をも奪ふことあらん。且、水害の後は、膏腴の土地も、砂礫に埋もれ、飢饉、病疫並び到りて、終には、一郷一村をして、離散せしむるに至るべし。之を思へば、山林の保護は、常に怠るまじきことなり。

## 第七課 移住民

見渡スカギリ茫々タル草原ニ、老若男女相携ヘ、駄馬ニ、農具ヲ負ハセテ驅リ行クハ、是、此ノ地方ヲ開拓セントテ移住シ來レルモノナリ。

コノ人々ノ、祖先以來住ミ馴レシ地ヲ離レテ、見馴レヌ國ニ移リ來レルハ、想フニ、洪水、地震、或ハ、火山ノ破裂等、避クベカラザル天災ニ遭ヒテ、田畠、全ク、荒廢ニ歸シ、因復スベ

キ望モナケレバ、饑寒ニ迫リテ、路頭ニ迷ハ  
ンコトヲ懼レ、新地ヲ開キテ、資産ヲ作ラン  
トテナルベシ。

抑、移住開拓ノ必要ハ、啻ニ、天災ニ遭ヒシ時  
ノミニ限ラズ。人口ノ稠密ニ過グル處ニテ  
ハ、僅ノ土地ヲ耕シ、或ハ、他人ニ役セラレテ、  
終歲營々タランヨリハ、數人、若クハ、數十人、  
互ニ、資力ヲ合セテ、未墾ノ沃野ニ移リ、無窮  
ノ富源ヲ開キテ、第二ノ故郷ヲ作ランニハ

如カザルナリ。

彼ノ濠洲、英領加奈  
太等ハ、其ノ初、蠻烟  
鎖シ、未墾地ナリ  
シニ、一タビ發見セ  
ラレテヨリ、各國競  
ヒテ、移住民ヲ送リ  
シカバ、榛莽生ヒ茂  
リシ地モ、一望千里



ノ田畠ト變ジ、鳥獸ノ巢窟タリシ叢澤モ、大  
廈高樓ノ聳ニル街衢トナリ、富、巨萬ヲ累ヌ  
ル大農モアリ、王侯ヲ凌ケ豪族モアリテ、繁  
盛ヲ極ムルニ至レリ。

今、コノ處ニ移住シ來レル人々モ、數年ノ後  
ニハ、開墾ノ業成リ、疏水ノ功竣リテ、之ニ播  
キ、之ニ培ヒ、牛羊、前後ニ戯レ、鷄犬ノ聲、遠ク  
聞ユル處、身ヲ隴畠ノ間ニ置キテ、秋穫ノ多  
キヲ見ル樂ヲ得ルニ至ラン。

我ガ北海道、及、臺灣ハ、未墾ノ土地ト、無限ノ  
物產トアリ。更ニ、海ヲ渡レバ、墨其西哥、祕露、  
智利、ボル子オ、呂宋、布哇等、豐饒ノ地歎カラ  
ズ。サレバ、北海道ニ渡リテ、無盡ノ金庫ヲ領  
有シ、海外ニ、遠征ヲ試ミテ、萬里ノ波濤ヲ開  
拓セシモノ、心ノ儘ニシテ、莫大ナル、他日ノ利  
益ハ、移住ノ勞ニ酬イ得テ、餘アルベシ。  
只夫、勤勉力行シテ、常ニ、牛馬ト、寢食ヲ共ニ  
シ、星ヲ戴キテ出デ、月ヲ載セテ歸リ、櫛風沐

雨ノ艱難ヲ嘗ムル覺悟ダニアラバ、到ル處  
ノ江山ハ、皆是我ガ郷タラザルハナカラニ。

第八課 丈夫の本色

梅には、梅の愛すべき色香あり。櫻には、櫻の  
愛すべき色香あり。桃、李、海棠の類に至るま  
で、各其の本色のまゝを佳とす。若、梅に、櫻の  
花さき、櫻に、桃の花咲きたらんには、妖とい  
ふべし。

人も、斯の如し。武人は、武人、學者は、學者、醫者

は、醫者と、各其の本分を守り、心力を盡して、  
外に遷るべからず。又、其の業を勤むる者は、  
齡六十にても、七十にても、懈るべからず。半  
途にして懈らば、前功を失ひて、未熟に復ら  
ん。譬へば、流に、船を泝らしむるに、手を放ち、  
櫓を停むれば、忽、下流へ回るが如し。

昔、一武夫あり。年、七十を超ゆても、日々、弓を  
射けり。人、之を問へば、吾、屢々、戰場に臨み、太刀、  
槍にては、功名せしことあれども、未、弓にて、

てがらを立てしことなし。よりて、此の後の戰には、弓にて、功を顯して、冥途の土産にせんとれもふなりといへりとぞ。武士は、行住坐臥ともに、武道の心離れざるべし。されば、或人も、

もの、ふの櫻がりして歸るにも  
やさしく見ゆる花うつぼかな  
といふ古歌の心にて、身を持つべしといは  
れたり。武士は、花を觀るにも、馬に跨り、弓を

把りて、香雲の間に逍遙するぞ、眞の風流な  
る。然るに、遊藝を好みて、日月を虛しくせん  
には、假令、其の藝は、精巧に至れりとも、梅に、  
櫻の花さきたらんが如くにて、其の本色を  
失へるものといふべし。

昔、一大諸侯の世子、猿樂をよくし、酒井讚岐  
守を招きて、その舞を觀せけり。然るに、讚州、  
一言も賞美せず。中頃に至り、其の老職に向  
ひて、「若殿の手際も、はや見ゆたり。人に代ら

しむることをよけれ。大國の世子、女子、幽靈などの眞似を能くせりとて、何の益かあらん。武門に生れ給ひては、國家を治め、三軍を指揮する心得こそ肝要なれ』とて、悦ばざりきとぞ。賢相の言理ありと謂ふべし。(安積良齋)

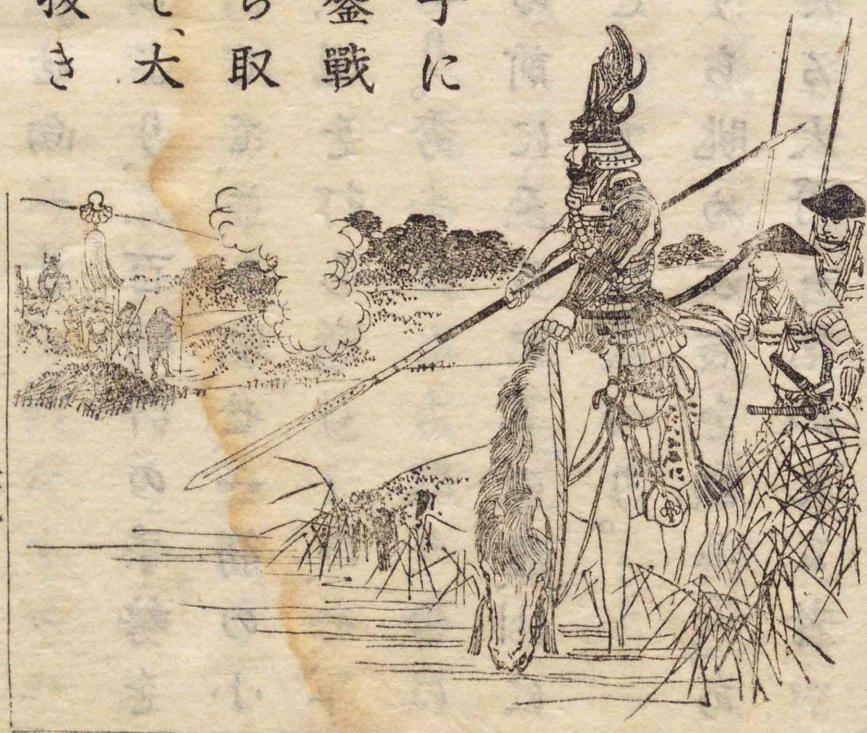
## 第九課 本多忠勝

天正十二年三月、徳川家康、信雄を援けて、豊臣秀吉と、尾張に戦ひ、小牧山に陣取りて、敵の大軍を支へたり。然るに、敵の一隊は、兵を

間道より進めて、  
參河を衝く用意

あるよし、早くも、  
て、に聞ゆしか

ば、家康、密に、長久手に向ひ、敵を遮りて鏖戦し、その大將を打ち取りたり。秀吉、聞きて、大に怒り、直に、陣を抜き



て、長久手指して馳せ向へり。

秀吉の馬標を見るより、五百騎許の手勢を率ゐ、小牧を駆け出でて、並び馳せ、一筋の小川を隔てゝ、弓矢鐵砲を打ち懸けゝ、一軍せんとするものあり。秀吉、少しも取り合はず、やがて、龍泉寺の前に至るに、其の者、川に乗り入れて、優然として、馬に飲へり。

秀吉、こなたよりうち眺め、左右を顧みて、「あの、鹿角の胄を着たる大將よ。見知れる者や

ある」と問ふ。稻葉通朝進み出でて、「さればにて候。過ぎし姉川の戦に、あの武者の出立見りて候。本多平八郎にて候」といひもあへぬに、秀吉は、涙を、はらくと流し、「五百に足らぬ士卒にて、我が八萬の大軍に駆け合さば、千死に、一生もなかるべきを、道をひまどらせ、己が主君に、勝利あらせんとの志、勇といひ、忠といひ、誠に、類なき本多かな。秀吉、運強くば、軍に勝たん。あたら者を討たすべか

らず』とて、弓、鐵砲を制しきとぞ。

其の後、天正十八年、秀吉、北條を打ち滅し、野州宇都宮の陣所にて、平八郎を呼ばれけり。忠勝、下總にありけるが、何事ならんとて馳せ参る。秀吉、諸大將並み居る中に、平八郎を呼び出だし、『熊野より、佐藤四郎忠信が胃を得させたる者あり。四郎が忠義は、後の世までも聞いたり。此の胃は、忠信に劣らぬ人に著せんと思ふに、誰かある』と問はれたれど

も、これに答ふる者もなし。

秀吉、『さらば物語らん。四郎に勝れるは、平八なり。其の仔細は、しかゞなり』とて、過ぎし長久手の物語を、眼に見る如く語り聞かせ、胄を、忠勝に賜ひければ、忠勝、面目、身に餘り、並み居る、多くの大將等、羨まざるはあらざりけり。

第十課 御朱印船

寸楮お至陣ぢ私儀乞頃或席みて異國渡海

の御朱印船と申せと聞及び我國の航海史  
と面白き事柄とあれ就て大臣而倒し議甚  
恐へどへ共に岡田の帝古と車寅洋酒示  
放下度を於立候頓首

## 返事

席中越の通承如仕候朱印船とハ往昔慶  
長元和の頃異國渡航を取締る為に幕府よ  
り航海免状を與へしる故船の事に有之候  
この時代より朱印をば幕府の公用の居あ

ゆゑよその印を捺したる免許状を有する  
船をばかく名づけや候事より  
さて行故にかゝる控を立てしかと申はひ

戰國の彦武者ども異國小渡航し支那朝鮮  
の海岸を驛可し西班牙葡萄牙和蘭の高船  
をも骨かし又暹羅はへりて兵船を握り威  
武振ひ一そめもこれありか人の手にては  
如何とも一體きより後より取締方哀願致  
まう候ふ付幕府ふても捨置兼ね遂に高船

ふ限り航海免狀を與へ朱印ふきものゝ出  
へを禁じることに有り候。

此法を立て候以後僅十三年百に朱印狀を  
受領せる内かの高船百九十八艘とお成り  
し程よりへば東洋の高權我國に集り候事  
を察せ候るべく候然るに三代將軍家光の  
時よりより宗教の關係より而朱印船とも禁  
制して貿易の道を施らむ一を始の後二百  
年許の間は全く鎖國の有様にて経過致候

然る處十一代將軍家齊以後よりては即  
てか國より通商を求めらる候次第とお朱  
印主客その位置異異なるふより候は口  
惜しくて次第お詫尚この鎖國の嘗て西洋各  
國が右平洋の諸島諸島領せしもお就ては  
更よ申上ぐべく候先い大體如斯は候以上

## 文法

動詞ノ他ノ事物ヲ處分スル意アル者ヲ、

他動詞トイフ。他動詞ノ上ニハ、をトイフ  
助辭アリ。印を捺す、免許狀を有するノ如シ。

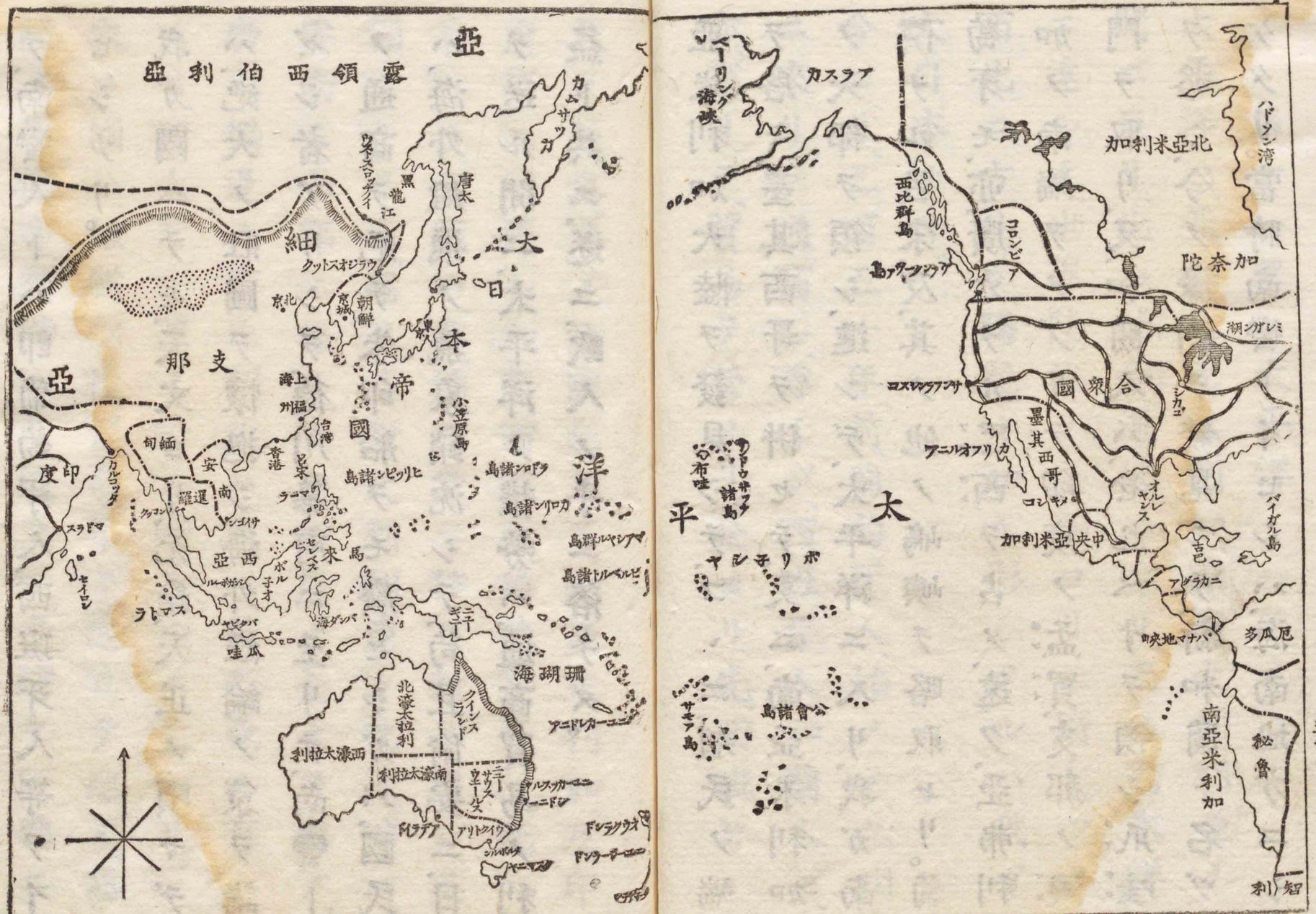
第十一課 太平洋

四十八

太平洋ハ、亞細亞、亞米利加、濠斯太刺利亞ノ  
間ニ亘リ、北ハ伯令海峽ニ至リ、南ハ、南氷洋  
ニ達シテ、世界陸地ノ全部ヨリモ廣シ。ソノ  
西北ニ方リテ、騰龍ノ如キ形シタルハ、我ガ  
大日本ナリ。

今ヨリ、三百五十年前、葡萄牙人、始メテ、九州  
ニ來リテ、通商シ、尋イデ、西班牙人、和蘭人モ、  
亦、來リテ、貿易ヲ營メリ。是ヨリ先、西班牙ハ、

亞米利加大陸ヲ發見シテ、コ、ニ、殖民ノ端  
ヲ啓キ、墨其西哥ヲ併セテ、更ニ、南亞米利加  
ノ大部ヲ領シ、進ンデ、太平洋ニ入り、我ガ南  
隣ナル呂宋、及其ノ他ノ嶋嶼ヲ略取セリ。葡  
萄牙モ、亦、廣大ナル巴、西ヲ占メ、遠ク、亞弗利  
加ノ南端ヲメグリテ、印度ノ孟買、支那ノ澳  
門ヲ取り、又、和蘭人ハ、せれべすヲ領シ、爪哇  
ヲ略シ、今ノ濠洲ヲ發見シテ、新和蘭ト名ヅ  
ケタリ。當時、南蠻トイヒシハ、海南地方ニシ



テ、南蠻人トハ、即、葡萄牙人、西班牙人等ヲイヒシナリ。

我ガ國ニテモ、天文ヨリ、元龜、天正ノ頃マデハ、絶大ノ壯圖ヲ懷抱シ、海外經綸ノ策ヲ講ゼシ者アリシヲ、徳川幕府ニ至リテ、南蠻トノ通商ヲ絶チ、朱印船ヲモ廢セシガバ、國民ハ、海外雄飛ノ氣象銷沈シテ、苟且偷安ニ、日本送ル間ニ、太平洋ノ權勢ハ、通商貿易ノ利益ト共ニ、遂ニ、歐人ノ手ニ落チヌ。

其ノ後、英、佛ノ諸國起リテ、北亞米利加、及、印度等ニ殖民シ、和蘭、西班牙、葡萄牙等ハ、既ニ衰ヘテ、霸權ハ、英、佛、獨露ニ移リ、新和蘭ハ、英領トナリテ、名ヲ、濠斯太刺利亞ト改メ、佛ハ、安南ノ南部ニ據リ、英ハ、印度ノ全土ヲ掠メ、廣大無邊ノ西比利亞ハ、夙ニ、露西亞ノ有トナリ、唐太サヘ、其ノ手ニ歸スルニ至レリ。我ガ國ハ、維新以後、貿易、年ヲ追ヒテ進ミ、大陸ノ軍備、亦、漸備ハリ、近クハ、臺灣ヲ、版圖ニ

入レテ、形勢既ニ、昔時ノ比ニアラズ。然レドモ、列國對峙ノ間ニアリテ、雄ヲ競ヘル今日ナレバ、我等臣民ハ、奮勵シテ、益、國威ヲ發揚セシコトヲ勉ムベキナリ。

第十二課 蒸氣力

古昔は、交通不便にして、貨物の運送には、馬の脊を籍り、船を行るには、風力にのみ頼りしかば、產物も、僅に、一地方の需要を充たすに過ぎず、隨ひて、產業も開けず、生活の度、亦、

實に低かりき。

然るに、蒸氣力を利用してより、海には、汽船ありて、渺々たる大洋に、風浪を凌ぎて、自由に、世界を周遊することを得、陸には、汽車ありて、廣漠たる大陸も、容易に通過するを得て、天涯も、猶、比鄰のごとく、有無相通じて、人生の幸福を増進するに至れり。

この蒸氣は、もと、水を熱して、氣體とせるものなり。水、沸騰して、蒸氣となれば、一千七百

倍の容積となりて、空中に昇騰す。之を密閉して、壓迫すれば、氣體の張力は、容積と、反比例するものなるが故に、蒸氣は、反抗の力を起して、重き器械をも動かすに至る。

蒸氣機關は、此の理によりて發明し、之を汽車、汽船等に應用したるなり。後、研究を積むこと、殆、二百年。之を、種々の器械に利用して、人力を省き、方今、我が國にて用ゐらるゝもの、又にても、日々、數十萬人の職工を使役

するに等しき力ありといふ。汽力の應用、亦盛ならずや。

### 第十三課 海軍の任務

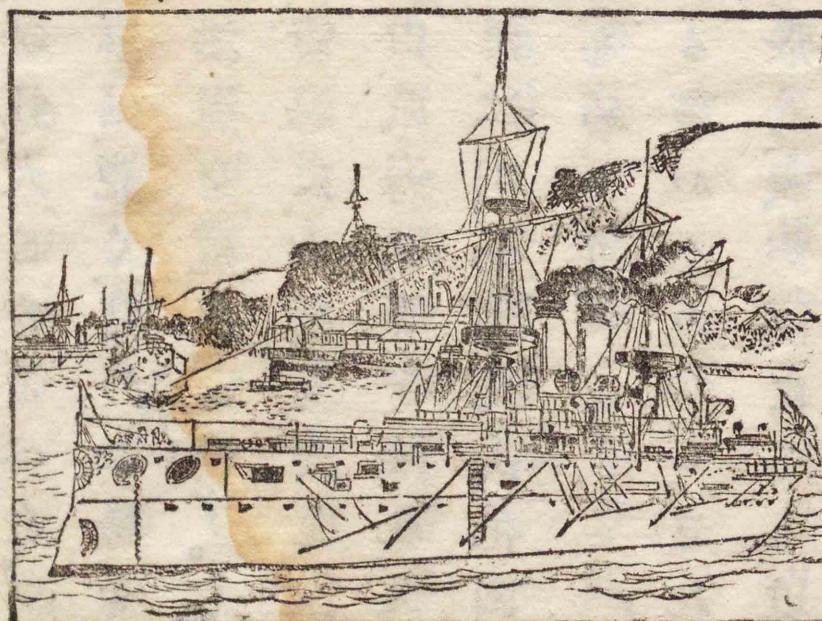
海には、水の淺深、暗礁の有無、及、風と洋流との方向、緩急等によりて、自、一定の航路あり。各國の海軍省にては、水路部を置き、測量船をして、常に、之を調査せしめ、海圖を製して、水路を示し、船舶の通航を便ならしむ。近來、航海の術、造船の技と共に進歩したれ

ども、時に、或は、暴風に遇ひて漂流し、或は、過ちて、暗礁に乗り上ぐるものなきにあらず。是の時に當り、海軍省にては、軍艦を派して、之を救助し、之を搜索することあり。

商船、漁船を保護し、或は、外國船の密獵、密貿易、及、檢疫を避け、港則を犯す等の事を警むるは、是、軍艦の任務なり。若、海外に、事變あらんには、軍艦は、直に往きて、我が公使館、領事館、及、居留民等を保護し、時として、陸戰隊

を上陸せしむ。國民の、遠く、海外に居留して、猶、故國にあるがごとく、生命、財産の安全を得るは、一は、海軍の保護あるに因るなり。

以上は、皆、海軍、平時の任務なり。一旦、外國と、戦端を開くことあら



んには、其の任務、更に、廣且大となるべし。  
嚮に、征清の役、我が海軍は、能く、其の任務を  
盡し、敵艦をして、我が沿海を窺はしめず。し  
かのみならず、豊嶠に、黃海に、大捷を奏し、陸  
軍と、力を合せて、旅順口、威海衛等を陥れ、又  
陸軍を護衛して、安全に、仁川、釜山、元山、花園  
口、榮城灣等に上陸せしめたり。

海軍の任務の重大なる事、かくの如し。され  
ば、各國競ひて、之を擴張し、我が國にても、近

年、軍艦の數を加へて、大に、海軍力を増せり。

#### 第十四課 千嶋

地圖を繙かば、我が北海道の極端より、東北  
の方に當り、數多の小嶋列りて、露領勘察加  
に接し、又、その北に當りて、一個の大嶋、宗谷  
海峽を隔てゝ、黒龍江口に走るを見ん。前者  
は、千嶋列嶋にして、後者は、即、唐太なり。

昔、齊明天皇の御代に、阿部比羅夫、舟師を  
率ゐて征服せし肅慎の地は、即、今の西比利

亞なる黒龍江の邊なりといふ。其の後、蝦夷の開くるに従ひて、邦人漸、唐太に到りて、漁獵、採藻等の業を營みき。二百六十年前、露西亞人、西比利亞を横ぎりて、オコツク海濱に來住し、凡、一百年前、寛政十二年、近藤重藏、千嶋を巡檢せし頃には、擇捉、得撫に移住するものあり。文化五年、間宮林藏、唐太を探險せし頃には、すでに、露人の來りて、邦人と雜居せしものも少からざりき。北門の鎖鑰、夙に、

嚴重にすべかりしに、不幸にして、徳川幕府、その機を失し、安政年間、露國と、條約を結びて、唐太全嶋を、共有とし、千嶋の内、得撫以北をば、露國に與ふるに至れり。

この條約以後、唐太全嶋は、我が國民と、露西亞人と、の雜居地たりしに、紛議、つぎて起り、其の煩に堪へざりしかば、明治八年、唐太全嶋を、彼に譲り、之に換ふるに、千嶋列嶋をしてして、こゝに、その局を結べり。

## 第十五課 林子平

仙臺ニ、奇士アリ。林子平ト曰フ。倜儻ニシテ、大志アリ。人ノ、富貴ニ慣レ、飽暖シテ、自安ンズルヲ見テ以爲ヘラク、是、變故ニ遭ハ、則、其メ用ニ堪ヘザラント。是ニ於テ、寒素、自給シ、縊縷糲食モ厭ハズ。自視ルコト、猶、兵陣ノ間ニ在ルガゴトシ。性、健歩ニシテ、好ミテ、四方ニ遊び、遠シトシテ、到ラザルハナシ。行クニハ、必、屐ヲ躡ミテ、隣里ニ往來スルガ如シ。

人、其ノ、千里ノ遠キニ行クヲ知ラズ。過ギシ處、風土ノ美惡、地勢ノ利害、政刑民俗ノ得失、皆、之ヲ諳知ス。且、心ヲ、邊防ニ注ゲリ。

是ヨリ先、藩醫工藤球卿ノ家ニ寓セシトキ、球卿、素ヨリ、邊防ノ議アリシニ、子平ノ論、コレト合セ

リ。此ニ於イテ、奉行ニ從ヒテ、前後二回、長崎



ニ遊ビ、異邦ノ人ニ接シ、海外諸國ノ情狀ヲ察シテ、益邊防ノ急ニスベキコトヲ知レリ。適清商ノ館ニ在ル者、事ニ激シテ、命ニ忤ヘリ。奉行子平及諸子ニ命ジテ、之ヲ勦サシム。子平奮鬪シ、衆ニ先チテ、數人ヲ生擒シテ曰ハク、我西人ノ技倅ヲ知リヌト。

既ニシテ、東ニ歸リテ、海國兵談ヲ著セリ。ソノ大意ニイハク、泰西ノ諸蕃ハ、概地ヲ奪ヒ、疆ヲ拓クヲ以テ、務トシ、威力日ニ強キガ故

ニ必我ニ頤ヲ朶レン。加之、彼ハ、航海ニ長ジ、洪波大濤ヲ視ルコト、坦途ノ如クナルニ、我ハ、環國皆海ナリ。近クハ、日本橋橋下ノ水ヨリ、露西亞和蘭ノ埠頭ニ至ルマデ、同一ノ水路ニシテ、阻隔アルコトナシ。彼來ラント欲セバ、輒來ラン。我手ヲ拱キテ、備無キハ、亦已ニ危シ。ヨリテ、國用ヲ節シ、兵備ヲ修メ、瀕海ノ要地ニ、臺ヲ設ケ、砲ヲ置カバ、數年ニシテ、沿岸皆壘トナリ、儼然トシテ、一大長城ヲナ

サンコト必セリ。然ル後ニ、一旦、變アリトモ。  
逸ヲ以テ、勞ヲ待タバ、庶ハクハ、患ナカラシ。  
タゞ、最虞ルベキハ、我ガ南北ノ諸嶋ナリ。捨  
テ、顧ミズバ、彼或ハ、之ニ據ラン。是異日ノ  
大患ナリト。因リテ、三國通覽ヲ著シ、諸嶋ノ  
形勢ヲ論ゼリ。

二書既ニ、梓ニ上レルニ、海内未曾外事ノ、此  
ノ如キヲ知ラズ、皆謂ヘラク、諸蕃ノ來ルハ、  
商船ノミ。漁船ノミ。何ゾ、他志アラン。彼無根  
ノ事ヲ說クハ、名ヲ釣ル計ヲスルニ過ギズ  
ト。幕議亦以テ、然リトシ、命ジテ、梓ヲ毀タシ  
メ、且仙臺ニ禁錮セリ。時ニ、寛政壬子五月十  
六日ナリ。子平歿シテ後、十餘年、果シテ、露人  
ノ來寇アリ。時人皆其ノ先見ノ明ニ服セリ  
トイフ。

(原漢文・齊藤拙堂)

文法 動詞ハ、現在、過去、未來ノ時ヲ表ス。現在ハ、  
動詞元來ノ形ナリ。書を讀む、字を書くノ  
如シ。又過去ノ動作モ、現在ノ如クイフコ  
トアリ。奇士あり、林子平と曰ふノ如シ。

## 第十六課 露西亞

函館の西方、百五十海里にして、露領西比利亞の東岸に、浦鹽斯德といふ港あり。露國にては、東洋無二の軍港也す。浦鹽斯德とは、露語、東方鎮壓の義なり。

此の港より、西比利亞の曠野を通じて、西の方支那の滿洲を横断し、鐵道線路は沿ひて行かば、露西亞の舊都莫斯科を経て、聖彼得堡に達すべし。

聖彼得堡も、露西亞の首府にして、バルチック海の沿岸にあり。この都より、西比利亞の東端までは、甚遼遠にして、交通不便なるが故に、現時、鐵道の架設中なり。成功の後は、東西兩洋の貨物の運搬便利となり、貿易益盛大とならん。

露西亞は、領土廣大にして、現今、世界の六分の一を有す。されど、其の大半は、沝寒酷烈にして、生活に適せず。加ふるに、冬季、船舶の出

入し得べき良港なし。故に、二百年前、彼得帝  
は、領土を、南方に擴めんとして、先、婆羅的海  
の濱を略し、黒海沿岸の地を奪ひ、露國勃  
興の基礎を立て、其の後、女帝カザリンは、彼  
得帝の遺志を襲ぎ、二たび、土耳其と戰ひて、  
黒海沿岸に、領地を擴めたり。

四十年前に至りて、ニコラス一世は、希臘教  
徒の保護を名として、兵を、土耳其の境上に  
進め、君士坦堡の形勝に據りて、歐亞二洲を

制せんとせしに、英、佛二國に妨げられて、其

の志を果さざりき。

其後、又、アレキサンドルニ世、土耳其に勝ちて、  
少からぬ土地と償金とを得べかりしに、列  
國會議に妨げられて、望を遂ぐることを得  
ざりしかば、爾來、志を、東洋に轉じ、大に、其の  
翼を伸べんとする勢あり。

冬も來ぬれば、埋火のもと、漸立ち離れ難し。

第十七課 冬の空

露と霜と置きかはして、紅葉、色濃く染めいだし、木々の梢もうら枯れて、木の葉の散りゆくけしき、何となく、秋に異かる眺なり。

神無月のしぐれも過ぎて、日、やうやくかさ

なれば、寒さ、愈烈しく、木の葉ふりて、山も、あ

らはに見え、残れる松も、峰にさびし。

日ごろ、雪、いみじう降りて、いかめしう積り

たる曉は、山も、里も、白銀の世界となりて、世

かはり、景色異なる有様なり。殊に、澄み渡れ

る月の光の、ふり

しける雪に照り

あひたる、身に染

みて、哀深し。

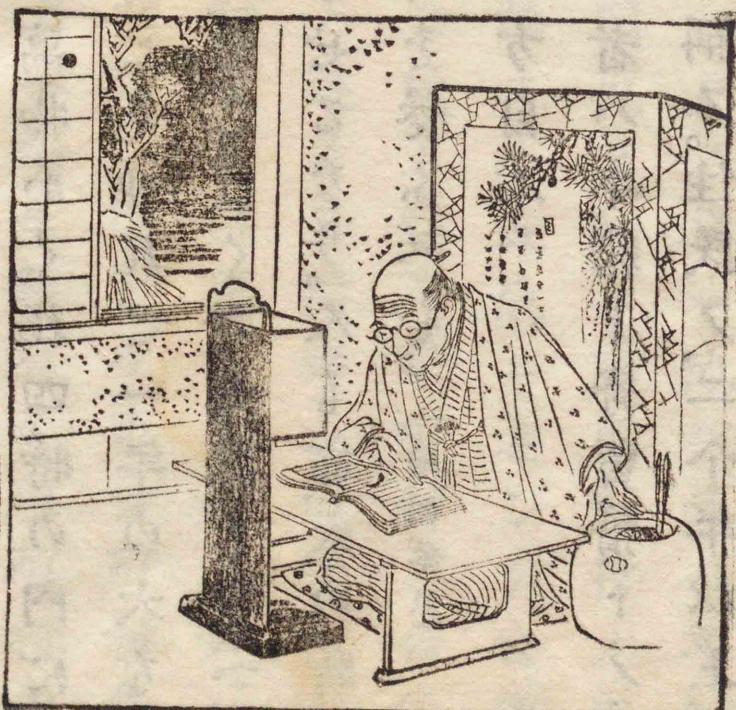
かかる時、する業

もなく、只、袖く、

みして、いらうぎ

居る人こそわび

しけれ。うづみ火に向ひ、文をまきひろぐる



人ぞ、樂深くありぬべき。  
凡、冬は、どぢ塞りて、萬物かくれ、四時之内にて、いたづらなる時と見ゆれど、一年の大なる功をなしをへて、そこばくの元氣を蓄へ、復來ん春の始をなせるなり。人も、亦、天の時に従ひて、靜に、精神を養ふべし。

樂訓參照

第十八課 地方自治

市町村内ニ住スル者ハ、本籍ト寄留籍トノ別ナク、之ヲ、住民ト稱ス。住民ノ、二個年以上、

其ノ市町村内ニ、一戸ヲ構ヘ、地租、又ハ、年額ニ圓以上ノ直接國稅ヲ納メ、及、市町村ノ經費ヲ分擔シ、且、年齢二十五歳ニ達シテ、公權ヲ有スル男子ヲ、公民ト稱ス。市町村ノ公民ハ、市會、町村會等ノ議員ヲ選舉シ、市會ハ、市長ヲ、町村會ハ、町村長ヲ選舉スル者トス。市長、及、町村長ハ、法律ニ從ヒテ、市會、町村會ノ決議ヲ履行シ、土木、衛生、教育等、市町村内ノ事務ヲ執ル。之ヲ稱シテ、自治制トイフ。自

治制ノ効力ハ、其ノ一地方ニ限レルニ依リ之ヲ、地方自治トイフナリ。府縣郡モ、亦、自治制ヲ行ヘドモ、市町村ニ較ブレバ、區域廣クシテ、且大ナリ。

町村ヲ合セタルモノヲ、郡トイフ。郡ニハ、郡長アリテ、管内ノ事務ヲ處理シ、其ノ下ニハ、郡書記アリテ、庶務ヲ分掌ス。郡會ハ、其ノ郡内ノ町村ニテ選舉シタル議員ヨリ成リ、郡ノ歳出入ヲ議決シ、且、其ノ財產ヲ管理ス。此

ノ外、郡參事會トイフモノアリテ、臨時急施ヲ要スル件、及、郡會ヨリ委任セラレタル事件ヲ議決ス。

郡市ヲ統ブルモノヲ、府縣トイフ。府縣ニハ、知事アリテ、管内ノ事務ヲ處理シ、其ノ下ニハ、書記官、參事官、警部長以下ノ官吏アリテ、事務ヲ分掌ス。

府縣會ハ、其ノ管内ノ郡市ニ於イテ選舉シタル議員ニテ、之ヲ組織シ、府縣ノ歳出入ヲ

議決シ、且、其ノ財產ヲ管理ス。又、別ニ、府縣參事會アリテ、臨時必要ノ件、及、府縣會ヨリ委任セラレタル事件ヲ議決ス。

市町村ハ、何レモ、一家ヲ基礎トシテ成リ、郡ハ、町村ヨリ、府縣ハ、郡市ヨリ成リ、我ガ大日本國ハ、三府四十三縣ト、北海道、及、臺灣トヨリ成立セリ。故ニ、國民タランモノハ、地方ノ盛衰ハ、直ニ、國家ノ隆替ニ、關係ヲ及ボスモノナルヲ思ヒ、力ヲ、公共ノ事業ニ盡シテ、自治ノ基ヲ固クスベキナリ。

### 第十九課 法律

國ノ法律ニハ、種々アレドモ、之ヲ大別シテ、公法ト私法トノニトス。公法トハ、國家ノ組織、或ハ、國家ト臣民トノ關係等ヲ規定セルモノニテ、憲法、官制、徵兵令、國稅徵收法、府縣郡制、市町村制、刑法等ノ如キモノヲイヒ、私法トハ、臣民相互ノ關係ヲ規定セルモノニテ、民法、商法ノ如キモノヲイフナリ。

此等ノ法律ノ効力ハ、公布シテ後發生ス。一旦、公布シテ、施行ノ期限ニ達セシ後ハ、假令ソノ法律ヲ知テザルモノモ、之ヲ理由トシテ、行爲ノ責ヲ免ル、コト能ハズ。

法律ノ効力ハ、其ノ國ノ領土、及、領海ノ内ニ限ル。然レドモ、海洋中ノ船舶ハ、各、其ノ國法ノ保護ヲ受クベク、且、公使館、及、外國ニアル軍艦ハ、外法ノ干渉ヲ被ムルコトナシ。

若、本國ヲ離レテ、外國ニ居留セバ、ゾノ國ノ法律ニ從ハザルヲ得ザルベク、外國人ノ我ガ國內ニ居留スル者ハ、我ガ國法ニ服従スベキ義務アリ。但、治外法權ニヨレバ、假令、外國ニ在ル者ナリトモ、本國ノ法律ニ支配セラルベキモノトス。我ガ國民ノ、支那、朝鮮等ノ國ニ於ケルガ如キ、是ナリ。

法律ノ目的ハ、法ニ遵フ者ヲ保護シ、遵ハザル者ニ、制裁ヲ加ヘテ、社會ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。サレバ、法律ヲ犯セル者ハ、國家ノ

罪人トシテ、之ヲ罰シ、法ニ遵フ者ハ、利益ノ  
享有者トシテ、之ヲ保護ス。故ニ、人ヲ創傷シ、  
人ノ財物ヲ奪掠シ、及、公共ノ利益ヲ害シタ  
ル者ハ、制裁ヲ加ヘラレ、理由ナクシテ、他人  
ヨリ、損害ヲ受ケタルモノハ、法律ノ保護ヲ  
得テ、之ガ辨償ヲ求ムルヲ得ベシ。

斯ク、法律ノ保護スル利益ヲ有スルトキハ、  
之ヲ、權利トイヒ、他人ニ對シテ、特ニ、債務ヲ  
負擔スルトキハ、之ヲ、義務トイフ。人ヲ以テ  
イフトキハ、一ハ、權利者ニシテ、一ハ、義務者  
ナリ。

刑法、或ハ、國稅徵收法等ノ公法ニテハ、國家  
ハ、多ク、權利者ノ地位ニ在リ。民法、商法等ノ  
私法ニ於イテハ、各個人ハ、或ハ、權利者タリ、  
或ハ、義務者タルコトモアリ。世ニ、訴訟起リ  
テ、裁判ノ必要ニ迫ルコトアルハ、皆、權利、義  
務ノ關係ニ基ケルモノニシテ、法律ハ、概、權  
利、義務ノ關係ノ規定ナリト謂フベシ。

第二十課 裁判

他人ヨリ、害ヲ加ヘラレタル者、加害者ニ對シテ、自制裁ヲ加ヘバ、其ノ方法ニ過不及アリ、且加害者強大ナルトキハ、如何トモスルコト能ハザラン。

力クテハ、常ニ、生命財産ノ安全ヲ保ツコト能ハザルベキガ故ニ、國家ハ、法律ヲ制定シテ、民ニ、遵由スル所ヲ知ラシメ、又、裁判所ヲ設ケテ、事ノ曲直ヲ審判シ、罪ノ輕重ヲ裁決

ス。サレバ、他人ヨリ、害ヲ加ヘラレシ者ハ、裁判所ニ訴ヘテ、法律ノ救濟ヲ求ムルヲ得ベシ。若直接ニ、加害者ニ、制裁ヲ施サバ、同ジク、國法ノ罪人トシテ處斷セラル、ナリ。

コノ訴訟ヲ起スニ、被害者、若民事上ノ権利ノ伸張ヲ求ムルトキハ、之ヲ、私訴ト稱シ、國家、自原告トナリテ、刑事上ノ犯人ヲ審理スルトキハ、之ヲ、公訴ト稱ス。

スベテ、訴訟ヲ起スモノヲ、原告トイヒ、訴ヘ

ラル、モノヲ、被告トイフ。刑事ニ就キテ、起訴、論告、求刑スルハ、檢事ノ職務ニシテ、辯護士ハ、之ニ對シ、法廷ニ於イテ、被告ヲ辯護シ、判事ハ、原被兩造ノ訴訟ヲ聽キ、之ヲ、法律ニ照シテ、判決ス。

民事、又ハ、刑事ニ就キテ、裁判ヲ下スハ、通常裁判所ノ管轄ニシテ、軍法會議ノ如ク、特別ノ事情ニ就キテ、裁判スルハ、特別裁判所ノ所轄ニ屬シ、行政官廳ノ違法處分ニ因リテ

傷害セラレタル權利ヲ回復セントスルニハ、行政裁判所ニ訴ヘ出ヅベキ規定ナリ。

通常裁判所ニハ、諸種ノ階級名稱アリ。其ノ、最下級ノモノヲ、區裁判所トイヒ、一人ノ判事ヲシテ、單獨ニ、裁判ヲ行ハシム。法律ニ定メタル小事件ハ、コノ區裁判所ヲ以テ、初審ノ法廷トス。ソノ裁判ニ服セザルモノハ、地方裁判所ニ控訴シ、進ンデ、控訴院ニ上告シテ、終審ノ裁判ヲ受クルコトヲ得。

法律ニテ定メタル大事件ノ初審廷ハ、地方裁判所ニシテ、ソノ判決ニ服セザレバ、控訴院ニ控訴シ得ベク、尚、ソノ裁決ニ服セザレバ、大審院ニ上告シテ、終審ノ裁判ヲ仰グヲ得。此等裁判所ハ、イヅレモ、合議制ニシテ、法定ノ判事、相合議シテ判決スルナリ。

文法 動詞ノ過去ヲ表スニハ、つ、ぬ、たり、及び、  
き等ノ助動詞ヲ添フ。花を見つ、冬も來ぬ、  
人ありけり等ノ如シ。づ、ぬ、たりハ、遠カラ  
ヌ過去ニ、けり、きハ、遠キ過去ニ用ウ。

## 第二十一課 重宗訟ヲ聽ク

重宗、在職三十餘年。民之ヲ敬フコト、神明ノ如ク、之ヲ愛スルコト、父母ノ如シ。訟ヲ聽ク毎ニ、必、西ニ向ヒ遙拜黙禱シテ出デ、廳事ニ臨ミテハ、ミヅカラ、茶ヲ碾キ、紙障ヲ隔テ、之ヲ聽キ、未曾訟者ノ顔色ヲ見ズ。

人其ノ故ヲ問ヘルニ、重宗曰ハク、吾愛宕ノ神ハ、甚靈アリト聞ケリ。吾訟ヲ斷ズルニ、一タビモ、公ナラザルコト有ラバ、神之ヲ殛セ

ントス。此、吾ガ默禱スル所以ナリ。凡、聽訟ノ  
明暗ハ、吾ガ心ノ動靜ニ由ル。吾ガ心靜ナレ  
バ、茶ノ、礎ヨリ落ツルコト、必細ク、心動ケバ、  
則、茶モ、亦、細ナラズ。此、吾ガ、茶ヲ碾キテ、之ヲ  
試ムル所以ナリ。

人ノ面貌ニハ、獰惡ナル者アリ。溫柔ナル者  
アリ。吾、先、其ノ面ヲ視レバ、未、其ノ辭ヲ聽力  
ズシテ、邪正曲直、既ニ、胸中ニ決ス。其ノ辭ヲ  
聽クニ及ビテ、往々ニシテ、吾ガ意ノ如ク然

リ。人ノ、知リ難キコト、外貌ヲ以テトスベカ  
ラズ。獰惡ノ者、未必シモ、皆邪ナラズ。溫柔ノ  
者、未必シモ、皆正ナラズ。此、吾ガ、障ヲ隔テ、  
之ヲ聽ク所以ナリト。其ノ用心ノ縝密ナル  
コト、此ノ如シ。

(原漢文 青山延光)

第二十二課

太閤の平生

豊臣太閤の、勇武にして、知略あり、百戦して、  
海内の禍亂を平げ、遂に、兵を、海外に出だし  
て、朝鮮を征し、大に、我が國威を宣揚したる

は、世、皆、之、を、知、れ、り。かゝる、雄才大略、ある、人  
の、平生、は、また、自、人、に、異、な、り。「雨夜の友」とい  
ふ、書、に、左、の、事、を、録、せ、り。

豊臣太閤、ある時、自身、御能、あそばされ、諸大  
名に、御見せ、なさる、とて、既に、御能半なりけ  
るに、ふと、「難を、まづ、待て」と仰せ出ださる、  
故に、囃、謡、を、止め、ければ、秀吉公、めし、たる、御  
面を、御つむりの上に、押し上げられ、「早く、賄  
の者、召せ」と仰あり。御賄の衆、舞臺へ、伺候す。

そこにて、太閤の仰には、「今度、高麗へ、軍勢さ  
し遣す筈の處、御扶持方、少し足り申すまじ  
く候間、急ぎて、用意、一  
倍に仕候様に」と仰せ  
付けられ、すなはち、舞  
臺へ、御祐筆衆を召し、  
御書出、御朱印までも



認められ、其の後、又、前の如く、面を、御顔にわろさせられ、御能過ぎけりとなり。誠に、名將は、かく、御慰なさるゝ内にも、武道の御心御忘れなされずと、人々感じけり」とあり。

又、「豊臣譜」に、芳野の花見の事を載せたり。

この時、大閻、大阪のいでたちは、鬚を飾り、眉を粧はれたり。人々も、亦、各、美麗を盡す。吉野川六田の橋を渡り、一の阪に至り給へば、大和中納言季俊卿の、新築の茶亭ありて、此の處に立ち寄られたり。季俊卿饗膳を参らせらる。其の後、太閻は、花園、櫻田、奴太山、隱家の松、千本の櫻の邊に至りて、遊興を催され、又、關屋の花下に遊び給ひて、詠歌の興あり。然る後、金華表、二王門を経て、藏王堂に至り、夫より、櫻嶽に登られつ。後醍醐帝の皇居の御舊跡を拜せられ、今熊野、達天山、聖天山、辨才天山等を経歷し、吉水院を以て、旅館として、兩日滞留あり。供の輩、數萬人警衛す。大閻

一覽ありて、「今、何の恐怖することありて、此の如く、嚴重の警衛するぞ。甚無用なり。侍臣數十輩の外は、各花を見て、心を慰むべし」とて、酒肴を給はせらる。聞く者、其の器量の大なるを感じて、皆々 悅樂すと云ふ」とあり。此の時、太閤の詠歌に、左の如きあり。

「とし月をこゝろにかけしよしの山  
花のさかりをけふみつるかな  
是等の書によりても、太閤の大度ありて、而

も、常に、注意を怠らざりし事を知るべし。其の英雄の名を、永く、史上に留めたるも、亦、宜ならずや。

### 第二十三課 新領土

臺灣ハ、澎湖列嶼ト共ニ、モト、清國ノ領地ナリシニ、明治二十八年五月、馬關條約ニヨリテ、更ニ、我ガ國ノ領土トナレルナリ。

此ノ嶼、琉球ノ西南ニアリテ、西ハ、臺灣海峽ヲ隔テ、近ク、清國ノ廈門ニ隣リ、南ハ、ばし

い海峡ヲ夾ミテ、遙ニ、米國ノ新領地ナルふ  
いりつびん群嶋ノ呂宋ト相對セリ。

地形狹長ニシテ、九州ヨリモ、稍大ニ、東西、凡  
三十餘里、南北、凡、百里ニ餘レリ。新高山一帶  
ノ山脈ハ、中央ヲ橫斷シテ、地勢ヲ、東西ノ二  
部ニ分ツ。東部ハ、丘陵起伏シ、生蠻、熟蠻等棲  
ミ、西部ハ、平野連リ、田園開ケ、清國人民ノ歸  
化セル者、甚多シ。現今、住民、凡、三百萬アリ。  
コノ地、半ハ、熱帶ニ屬セルガ故ニ、終歲、霜雪

ヲ見ルコト少ク、草木モ、亦、凋ムコトナシ。物  
產ニハ、砂糖、樟腦、茶、米、石炭等アリ。

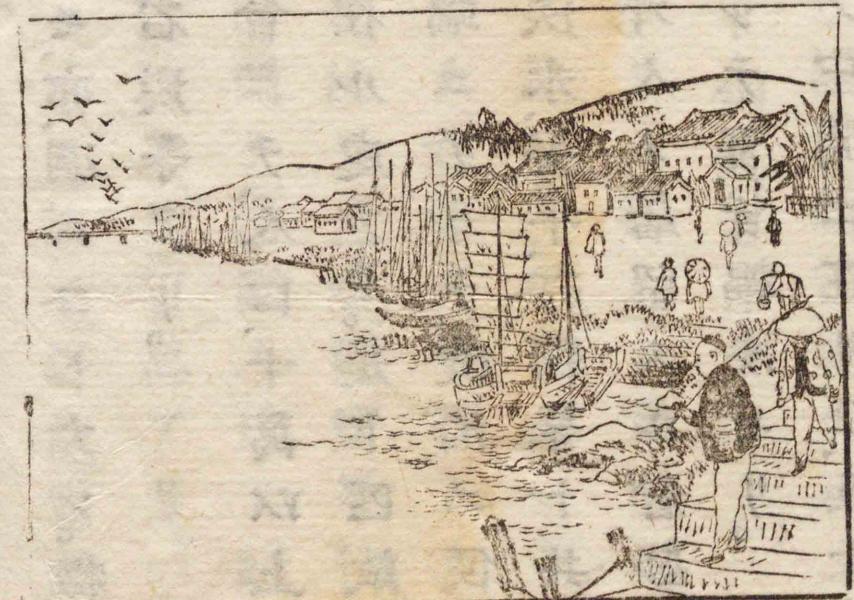
臺北ハ、最繁華ナル都會ニテ、人口、十萬以上  
ヲ有ス。臺灣總督府ノ在ル處ナリ。是ト匹敵  
セルハ、臺南ナリ。又、北端ニアリテ、碇泊ニ便  
ナル港ヲ、基隆トイフ。淡水、安平、打狗等ト共  
ニ、臺灣ノ開港ニシテ、外人ノ居留スル者尠  
カラズ。貿易、亦、隆盛ニシテ、百貨輻湊セリ。  
澎湖列嶋ハ、臺灣海峽ノ中間ニ在リテ、五十

有餘ノ嶋嶼ヨリ成レ  
リ。其ノ馬公港ハ、灣内  
廣ク、水深クシテ、船舶  
ノ碇繫ニ便ニ、我ガ國  
最南ノ、最要害ナル港  
ナリ。

遼東半島モ、亦、馬關條  
約ニヨリテ、我ガ領土  
トナリキ。此ノ地、支那

滿洲ノ南部ニシテ、我ガ軍ノ占領セシ處ナ  
リ。然ルニ、露西亞、法朗西、獨逸ハ、其ノ割讓ヲ、  
東洋ノ平和ニ利アラズトシ、我ガ政府ニ勸  
ムルニ、其ノ地ノ保有ヲ、永久ニスルコトナ  
カラランヲ以テセリ。

ヨリテ、天皇陛下ハ、三國ノ忠言ヲ容レサ  
セ給ヒ、遼東還附ノ大詔ヲ發シテ、百僚臣庶  
ヲ戒メ給ヒ、深ク、時勢ノ大局ヲ視テ、行動ス  
ル所ヲ知ラシメ給ヘリ。



是ニ於イテ、有司ハ、償金ヲ納レシメテ、遂ニ、  
之ヲ、清國ニ還附セリ。

第二十四課 遼東還附ノ詔

ト爲シ交々朕カ政府ニ惱恩スルニ其ノ地  
域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テ  
シタリ顧フニ朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ  
以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシ  
モノ洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナ  
ラシメムトスルノ目的ニ外ナラス而シテ  
三國政府ノ友誼ヲ以テ切偲スル所其ノ意  
亦茲ニ存ス朕平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ  
容ル、ニ吝ナラサルノミナラス更ニ事端

チ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯セシ  
メ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ伸張ヲ沮  
ムハ眞ニ朕カ意ニ非ス且清國ハ講和條約  
ノ訂結ニ依リ既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致  
シ我力交戦ノ理由及目的ヲシテ天下ニ炳  
焉タラシム今ニ於テ大局ニ顧ミ寛洪以テ  
事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ  
毀損スル所アルヲ見ス朕乃チ友邦ノ忠言  
ヲ容レ朕カ政府ニ命シテ三國政府ニ照覆

スルニ其ノ意ヲ以テセシメタリ若シ夫レ  
半嶋壤地ノ還附ニ關スル一切ノ措置ハ朕  
特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スル所ア  
ラシメムトス今ヤ講和條約既ニ批准交換  
ヲ了シ兩國ノ和親舊ニ復シ局外ノ列國亦  
斯ニ交誼ノ厚キヲ加フ百僚臣庶其レ能ク  
朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ヲ視微ヲ慎  
ミ漸ニ戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ

期セヨ

眞文法

動詞ノ未來ヲ作ルニハ、むノ助動詞ヲ添

フ。鞆固ならしめむノ如シ。又、動詞ニ、過去  
三博キノ助動詞ヲ添ヘテ、更ニ、未來ニイヒナス

知

コトアリ。なりなむ、見てむナドノ如シ

博

第二十五課 みくにの姿

博

にごりてもまたすみかへる

水

やみくにのすがゑなる

日

を遮りし藤の葉の

半

枯れ狂へる蝶のゆゑ

さ

龍膽のはゑかぜに

行

方 も わ か ず 星 月 夜

かま倉庵の

くらきより

暗

きにうはる 空 乃 色

行

きかふ雲の きたみなみ

末

ハ 应とよの あしかいと

立ち代りたる かひも無く

亂ればてにし 麻ひとを

織田 豊臣

に追ひつきて

あらひ清めし 德 川 も

われとながれを堰きをめて  
浮ぶるふねの君が代と  
日々にあらたにまた日々に  
あらたぬりゆく水の面

今より後はさへ心して  
露もにごすなまくにびと

高等小學讀本卷之六



(萬葉小學讀本)

定價	
卷ノ一	金貳拾錢
卷ノ二	金貳拾錢
卷ノ三	金貳拾錢
卷ノ四	金貳拾錢
卷ノ五	金貳拾錢
卷ノ六	金貳拾錢
卷ノ七	金貳拾錢
卷ノ八	金貳拾錢
全八冊	金壹圓七拾錢

明治三十二年十一月一日印  
明治三十二年十一月五日發行  
明治三十三年一月一日修正再版印刷  
明治三十三年一月四日修正再版發行

發行者  
河本龜之助

印刷者

児



(書籍新稿八十八番)

國光社

東京市京橋區築地二丁目二十一番地

河本龜之助

東京市京橋區築地二丁目二十一番地

發行者  
河本龜之助

印刷者

児

